

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第100号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表行財政局の款総務部の項中「計理係長 企画調査係長」を「計理係長」に改め、同款人事部の項中「人事企画係長」を「人事企画係長 育成推進係長 職員力・組織力向上係長 きょうかん推進係長 安全衛生係長 健康支援係長」に改め、同款人材

育成推進室の項を削り、同款コンプライアンス推進室の項中

「
」
を

「
コンプライ
アンス推進
課長 行政 に改める。
不服審査課
長
」

第1条第1項の表総合企画局の款総合政策室の項中「政策総務課長」を「政策総務課長 広域連携・大都市制度課長 創生戦略課長 市民協働課長」に改め、「大学連携推進課長」を削り、「調査係長」を「調査係長 広域連携係長 大都市制度係長 創生戦略係長 市民協働企画係長 市民協働推進係長」に、「大学企画係長」を「大学企画係長 留学生支援係長」に改め、同款市長公室の項中「政策企画課長 政策調査課長 創生戦略課長」を「政策企画調整第一課長 政策企画調整第二課長 政策企画調整第三課長」に改め、「政策調整

第一課長 政策調整第二課長」を削り、「政策企画係長 政策調査係長 創生戦略係長」を「政策企画調整第一係長 政策企画調整第二係長 政策企画調整第三係長 政策企画調整第四係長」に改め、「調整第一係長 調整第二係長 調整第三係長」を削り、同項の次に次の1項を加える。

文化庁移転 推進室	文化庁移転 推進課長	文化庁移転推進係長
--------------	---------------	-----------

第1条第1項の表総合企画局の款リニア誘致推進室の項中「リニア誘致推進室」を「リニア・北陸新幹線誘致推進室」に、「リニア誘致推進課長」を「リニア・北陸新幹線誘致推進課長」に、「リニア誘致推進係長」を「リニア・北陸新幹線誘致推進係長」に改め、同款市民協働政策推進室の項中「市民協働政策推進室」を「プロジェクト推進室」に、「市民協働課長 プロジェクト推進第一課長」を「プロジェクト推進第一課長」に、「市民協働係長 プロジェクト推進第一係長」を「プロジェクト推進第一係長」に改め、同款情報化推進室の項中「統計調査係長 国勢調査係長」を「統計調査係長」に改める。

第1条第1項の表文化市民局の款くらし安全推進部の項中「路上喫煙対策係長 安心安全企画係長」を「路上喫煙対策係長」に改める。

第1条第1項の表産業観光局の款産業戦略部の項中「企画第一係長 企画第二係長 企業立地推進係長」を「企画係長 経済センター係長」に改め、同款新産業振興室の項中「産学連携推進課長」を「新産業企画課長 企業立地推進課長」に、「産学連携推進係長」を「事業推進係長 企業立地推進係長」に改め、同款観光MICE推進室の項中「観光誘客誘致課長」を「観光誘客誘致課長 宿泊環境整備課長」に、「観光誘客誘致係長」を「観光誘客誘致係長 宿泊環境整備係長」に改める。

第1条第1項の表保健福祉局の款保健福祉部の項中「みやこユニバーサルデザイン推進係長」を削り、同款障害保健福祉推進室の項中「就労支援係長」を「就労支援係長 みやこユニバーサルデザイン推進係長」に改め、同款子育て支援部の項中「制度改革係長」を「制度改革係長 貧困家庭の子ども対策係長」に、「民営保育園係長」を「民営施設係長」に、「施設整備係長 耐震化促進係長」を「施設整備耐震化係長」に改める。

第1条第1項の表都市計画局の款都市景観部の項中「企画係長」を「企画係長 歴史的景観保全係長」に改め、同款広告景観づくり推進室の項中「広告物審査第三係長」を「広告物審査第三係長 広告物審査第四係長」に改め、「広告物適正化第四係長」を削り、同款建築指導部の項中「審査第二係長 審査第三係長」を「審査第二係長」に改める。

第1条第2項の表マイナンバー活用推進プロジェクトチームの項中「マイナンバー活用推進プロジェクトチーム」を「マイナンバー高度利用推進プロジェクトチーム」に改め、「円滑な導入及び」を削る。

第1条第2項の表四条通歩道拡幅推進プロジェクトチームの項及びひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチームの項を次のように改める。

貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム	貧困の状況にある子ども及び青少年が健やかに育成される環境の整備並びに教育の機会均等に向けた施策の調査、研究及び企画
安心・安全な東大路通歩行空間創出事業推進プロジェクトチーム	安心かつ安全な東大路通の歩行空間の創出に係る事業の推進に関する事務

第1条第4項中「行財政局人材育成推進室、同局コンプライアンス推進室及び」を削り、同条第9項中「、危機管理監、技術監理監」を削り、「人材育成政策監」を「危機管理監」に改め、同条第10項中「、保健福祉局に医務監、都市計画局に景観創生監」を削り、同条第14項中「総合企画局総合政策室に」の右に「創生戦略・市民協働推進部長、」を加える。

第2条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「統轄する」の右に「とともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する」を加え、同項を同条第3項とし、同条第6項中「統轄する」の右に「とともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 危機管理監は、上司の命を受け、防災その他危機管理に関する事務を統括する。

第2条中第7項を削り、第8項を第6項とし、第9項から第13項までを2項ずつ繰り上げ、第14項及び第15項を削り、同条第16項中「第22項」を「第18項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第17項中「学校跡地活用促進部長」の右に「、創生戦略・市民協働推進部長」を加え、同項を同条第13項とし、同条第18項から第26項までを4項ずつ繰り上げる。

第6条第3項ただし書中「学校跡地活用促進部長」の右に「、創生戦略・市民協働推進部長」を加え、同条第4項本文中「行財政局人材育成推進室、同局コンプライアンス推進室及び」を削る。

第7条循環型社会推進部の款まち美化推進課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条総務部の款総務事務センターの項第4号中「及び子ども手当」を削り、同条防災危機管理室の款中第10号を第11号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 国土強靱化地域計画に関すること。

第8条人事部の款人事課の項中第14号を第22号とし、第13号を第21号とし、第12号を第20号とし、第11号を第15号とし、同号の次に次の4号を加える。

(16) 職場の衛生管理に関すること。

(17) 事業場の安全管理に関すること。ただし、火元責任に関することを除く。

(18) 地方自治法第243条の2による職員の賠償責任に関すること。

(19) 京都市職員の退職管理に関する条例による事務に関すること。

第8条人事部の款人事課の項中第10号を削り、第9号を第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

(13) 職員研修に関する調査、研究、連絡及び調整に関すること。

(14) 職員研修の計画及び実施並びに支援に関すること。

第8条人事部の款人事課の項中第8号を第11号とし、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 職員の人事評価及びその活用に関すること。

第8条人事部の款人事課の項中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 人材の育成及び組織の活性化に関する施策の企画及び調整に関すること。

(3) 行政運営の活性化に関する施策の企画及び調整に関すること。

第8条人材育成推進室の款を削り、同条コンプライアンス推進室の款第2号を次のように改める。

(2) 地方公務員法（次号において「法」という。）第38条の3による報告に関すること。

第8条コンプライアンス推進室の款第9号中「公正職務執行審議会」の右に「及び第1行政不服審査会」を加え、同号を同款第11号とし、同款第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同款第5号を同款第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 行政不服審査法による事務の統轄及び同法による審理員が行う審理手続(税制課の所管に属するものを除く。)に関すること。

第8条コンプライアンス推進室の款中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える

(3) 法第38条の4による調査に関する事務の統轄に関すること。

第8条財政部の款契約課の項第9号中「契約審査委員会」を「公契約審査委員会」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 京都市公契約基本条例による事務に関すること。

第8条資産活用推進室の款第27号中「及びネーミングライツ審査委員会」を「、ネーミングライツ審査委員会及び京都市公有財産及び物品条例第13条に規定する委員会(室が所管する事務に関するものに限る。)」に改める。

第8条税務部の款税制課の項第13号を同項第15号とし、同項第12号中「固定資産評価委員会」の右に「及び第2行政不服審査会」を加え、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 市税事務所に関すること。

第8条税務部の款税制課の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 行政不服審査法による審理員が行う審理手続に関すること。ただし、市税に関する審査請求に係るものに限る。

第8条番号制度企画調整室の款第1号中「企画及び」を削り、同款に次の1号を加える。

(2) 個人番号カード及び情報提供等記録開示システムの活用に係る施策の企画及び調整に関すること。

第9条総合政策室の款第16号を同款第19号とし、同款第13号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、同款第12号中「都市関係会議」の右に「及び市民参加推進会議」を加え、同号を同款第15号とし、同款第11号を同款第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 市民参加推進フォーラムに関すること。

第9条総合政策室の款第10号を同款第12号とし、同款第9号の次に次の2号を加える。

(10) 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

(11) 市民参加の促進に関する施策の企画及び推進に関すること。

第9条市長公室の款中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同款の次に次の1款を加える。

文化庁移転推進室

(1) 文化庁の移転に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。

第9条リニア誘致推進室の款中「リニア誘致推進室」を「リニア・北陸新幹線誘致推進室」に改め、同款第1号中「リニア中央新幹線」の右に「及び北陸新幹線」を加え、同款市民協働政策推進室の款第1号を次のように改める。

(1) 京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会に関すること。

第9条市民協働政策推進室の款第2号及び第3号を削り、同款第4号を同款第2号とし、同款中「市民協働政策推進室」を「プロジェクト推進室」に改める。

第10条地域自治推進室の款第17号を次のように改める。

(17) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事務の統轄に関すること。

第10条地域自治推進室の款第26号を同款第27号とし、同款第25号の次に次の1号を加える。

(26) 北部山間振興本部に関すること。

第10条くらし安全推進部の款人権文化推進課の項第5号中「指定管理者条例第16条に規定する委員会（第7号の公の施設に関するものに限る。）及び」を削り、同款消費生活総合センターの項第4号中「ガス事業法」を「農林物資の規格化等に関する法律、ガス事業法」に改め、同項中10号を第15号とし、第5号から第9号までを5号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の5号を加える。

(5) 食品表示法（次号から第9号までにおいて「法」という。）第6条第1項による指示に関すること。ただし、保健所の所管に属するものを除く。

(6) 法第7条による公表に関すること。ただし、保健所の所管に属するものを除く。

(7) 法第8条第1項又は第2項による報告の徴収及び物件の提出の要求に関すること。

(8) 法第8条第1項又は第2項による立入検査及び質問に関すること。

(9) 法第12条第1項による申出の受付及び同条第3項による調査に関すること。ただし、保健所の所管に属するものを除く。

第10条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項第8号中「施設」の右に「（無鄰菴

を除く。)」を加え、「、芸術文化特別奨励制度審査委員会及び美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会」を「及び芸術文化特別奨励制度審査委員会」に改め、同項第11号中「円山公園音楽堂」を「岡崎公園（行財政局組織・人事担当局長が別に定める区域に限る。）、円山公園音楽堂」に改め、同項文化財保護課の項第6号中「施設」の右に「及び無鄰菴」を加え、「及び文化的景観保存・活用委員会」を「、文化的景観保存・活用委員会及びまち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会」に改め、同項第8号中「岩倉具視幽棲旧宅」の右に「、旧三井家下鴨別邸」を加え、同項市民スポーツ振興室の項第6号中「、京北パラグライダー施設及び伏見桃山城運動公園」を「及び京北パラグライダー施設」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 岩倉東公園、殿田公園、吉祥院公園、桂川緑地久我橋東詰公園、西院公園、三栖公園、下鳥羽公園及び伏見桃山城運動公園に関する事。

第11条産業戦略部の項産業総務課の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 計量検査に関する事。

第11条産業戦略部の項産業政策課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同項新産業振興室の項第8号を削り、同項第7号中「京都市補助金等の交付等に関する条例」を「工場等集団化助成審議会、京都市補助金等の交付等に関する条例」に改め、同項を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 産業（農林畜水産業を除く。）の立地対策に関する事。

第12条保健福祉部の項保健福祉総務課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「関する事務」を「よる事務」に改め、同項を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号中「、みやこユニバーサルデザイン審議会」を削り、同項を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項監査適正給付推進課の項第2号を削り、同項第3号中「中国残留邦人等支援法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）」に改め、同項を同項第2号とし、同項中第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号から第12号までを削り、第13号を第6号とし、同項障害保健福祉推進室の項第24号を削り、同項第23号を同項第24号とし、同項第22号中「及び精神保健福祉審議会」を「、精

神保健福祉審議会及びみやこユニバーサルデザイン審議会」に改め、同号を同款第23号とし、同款第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同款第14号中「行うものに限る。」の右に「並びに介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護」を加え、同号を同款第15号とし、同款第2号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同款第1号中「関する事務」を「よる事務」に改め、同号を同款第2号とし、同款に第1号として次の1号を加える。

(1) みやこユニバーサルデザインの推進に関すること。

第12条生活福祉部の款地域福祉課の項第3号中「関する事務」を「よる事務」に改め、同項第5号中「及び監督」を「監督及び費用の徴収」に改め、同項中第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、第14号を第18号とし、同項第13号中「臨時福祉給付金」の右に「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金」を加え、同号を同項第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 学童う歯対策事業に係る診療報酬の審査及び決定並びに医療費の支給に関すること。

第12条生活福祉部の款地域福祉課の項中第12号を第15号とし、第7号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 生活保護法及び中国残留邦人等支援法による診療報酬の審査及び決定に関すること。

(8) 生活保護法及び中国残留邦人等支援法による診療報酬の統計に関すること。

(9) 生活困窮者自立支援法による事務に関すること。

第12条生活福祉部の款保険年金課の項中第12号を第16号とし、第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、同項第9号中「統括」を「統轄」に改め、同号を同項第13号とし、同項第6号から第8号までを4号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の4号を加える。

(6) 国民健康保険法による診療報酬の審査に関すること。

(7) 国民健康保険法による診療報酬の統計に関すること。

(8) 国民健康保険法による保険給付に係る不正利得(保険給付及び医療の制限並びに保険医療機関等に係るものに限る。)の徴収に関すること。

(9) 国民健康保険法による保険給付,生活保護法による保護費及び中国残留邦人等支援法による支援給付に係る第三者に対する損害賠償請求に関すること。

第12条子育て支援部の款児童家庭課の項第2号中「関する事務」を「よる事務」に改め、同項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第19号までを1号

ずつ繰り上げ、同款保育課の項中第14号を第17号とし、第8号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、同項第7号中「時間外保育事業」を「市営保育所における時間外保育事業」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 特定地域型保育事業者に対する報告の要求、立入検査等に関すること。

第12条子育て支援部の款保育課の項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 子ども・子育て支援法及び京都市保育所条例による保育費用（次号において「保育費用」という。）の賦課徴収事務の管理及び改善に関すること。

(4) 保育費用に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。

第12条長寿社会部の款長寿福祉課の項第4号中「関する事務」を「よる事務」に改め、同款介護保険課の項第13号中「介護認定審査会」の右に「(区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。)及び京都市公有財産及び物品条例第13条に規定する委員会(課が所管する事務に関するものに限る。)」を加え、同号ただし書を削り、同条保健衛生推進室の款医務衛生課の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 上鳥羽公園に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

第13条都市企画部の款都市計画課の項第13号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 烏丸公共地下道の維持管理に関すること。

第13条まち再生・創造推進室の款第8号中「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に改め、同款第10号を同款第11号とし、同款第9号の次に次の1号を加える。

(10) 京都駅周辺地域都市再生緊急整備協議会に関すること。

第13条建築指導部の款建築指導課の項第12号中「及び京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区)建築条例」を「、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区)建築条例及び京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例」に改め、同款建築審査課の項中第24号を第26号とし、第23号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全確保対策費補助事業による事務(建築物及び工作物の土砂災害に対する安全性に係る指導及び審査に関するものに限る。)に関する
こと。

第13条建築指導部の款建築審査課の項第22号を同項第23号とし、同項第16号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号中「低炭素建築物新築等計画の認定」を「事務」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による事務に関すること。

第13条建築指導部の款建築安全推進課の項に次の1号を加える。

(12) 土砂災害特別警戒区域内建築物安全確保対策費補助事業による事務に関すること。
ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。

第13条歩くまち京都推進室の款第7号を同款第8号とし、同款第6号の次に次の1号を加える。

(7) 京都駅八条口旅客自動車待機場に関すること。

第14条土木管理部の款河川整備課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条みどり政策推進室の款第4号中「文化市民局」の右に「及び保健福祉局」を加え、同款第13号中「及び名勝円山公園保存管理計画策定委員会」を削り、同条都市整備部の款市街地整備課の項中第22号を削り、第21号を第23号とし、第10号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 都市再開発法による事務に関すること。

(11) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による事務に関すること。

第14条都市整備部の款整備推進課の項第1号中「、二条駅地区土地区画整理事業」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)